

# JASA 共済グループ保険制度 団体定期保険

**当制度の規模による割引が適用された保険料です！  
ご加入をご検討ください！！**

JASA会員しか加入できないJASA独自の共済制度です。  
すでに約2,130名の会員企業の役員・従業員様にご加入いただいています！  
(平成23年2月現在)



## 特 徴

- ★当制度の規模による割引が適用された加入しやすい保険料  
年齢・性別を問わず最低保障額300万円に対し、1人あたり月々840円  
(概算※)と加入しやすい保険料となっています。  
※正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成23年10月1日)から適用します。
- ★保険料は原則として全額損金または必要経費に算入  
会社の弔慰金、死亡退職金等の福利厚生制度としてご採用いただく場合には、保険料は原則として全額損金または必要経費に算入できます。  
平成23年4月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。
- ★告知によるお申込み手続き  
医師の診査でなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
保障額は各正会員企業ごとの保険金決定基準に従って、最高2,000万円までお申込みいただくことができます。  
(年齢60歳6カ月を超える方は最高保障額1,500万円となります。)
- ★配当金がある場合、実質負担額はさらに軽減  
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ★従業員が10名未満の会社も加入可能  
総合福祉団体定期保険を単独では実施できない従業員10名未満の会社も協会加盟の正会員企業であれば、当制度をご利用になれます。

**ご加入のご検討に際しましては、お配りするパンフレット、「契約概要」「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。**

## 商 品 の 内 容

- ★保険期間は1年(今回は平成23年10月1日～平成24年9月30日)  
1年ごとに特段のお申し出がなければ加入資格を満たすかぎり自動更新されます。
- ★保険料は月払で、保険料の見直しは年1回  
更新日(今回は平成23年10月1日)時点の加入者全員の年齢構成等で見直されます。  
保険料は、毎月12日に当月分を指定金融機関の口座から振替えます。
- ★保険料は会社負担。保険金は会社が受取り、弔慰金規定などに基づき従業員または従業員のご遺族へお支払いします。
- ★業務上・業務外を問わず24時間、不慮の事故・疾病による死亡・所定の高度障害状態を保障します。
- ★加入対象は、協会加盟の正会員企業の役員・従業員の方。  
加入年齢は、14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(平成23年10月1日現在)  
※すでに加入されている方で年齢60歳6カ月を超える方は、保障額1,500万円を上限に年齢70歳6カ月まで継続加入できます。
- ★引受保険会社  
日本生命保険相互会社(40.85%)【事務幹事会社】  
第一生命保険株式会社(59.15%)  
この団体定期保険契約は、上記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成23年4月28日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

日本一団-2011-171-0241-HP(H23.5.2)